

障がい者制度改革推進法案骨子

1 目的

この法律は、障がい者（障害を有する者及び障害を有する児童をいう。以下同じ。）の自立及び社会参加の支援等を一層推進するとともに、障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）において締約国が措置をとることになっている事項を達成するために、障がい者に係る制度の抜本的な改革と基盤の整備（以下「障がい者制度改革」という。）を行うことが緊要な課題であることにかんがみ、障がい者制度改革について、その基本的な理念及び方針、国の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、障がい者制度改革推進本部を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進することを目的とするものとする。

2 基本理念

障がい者制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- ① 障がい者に対する給付、手当等の根拠となる制度について、障がい者の自立及び社会参加のために必要な水準が確保され、かつ、障がい者の意思が真に尊重されたものとなることとともに、障がい者の日常生活及び社会生活の基盤について、障がい者の自立及び社会参加のために必要な整備が推進されること。
- ② 障がい者がその権利を擁護され、かつ、差別を受けないようにする等、障害者権利条約において締約国が措置をとることになっている事項を達成すること。
- ③ 何らかの障害により自立及び社会参加のために支援等を必要とする者を広く施策の対象とするとともに、その者の年齢及び障害の状態に応じて必要な支援等が的確に講じられること。

3 国の責務

国は、2に定める基本理念にのっとり、障がい者制度改革に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとする。

4 基本方針

- (1) 障害者権利条約の実施状況について調査審議等を行う機関の設置

- ① 障害者権利条約に基づき実施する施策の実施状況について調査審議するとともに、必要があると認めるときは関係行政機関に勧告する等のために、新たに機関を設けるものとする。
 - ② ①の機関は、人権の保護及び促進のための国内機関の地位及び役割に関する原則を踏まえたものとする。
- (2) 障害を理由とする差別の禁止に係る制度
障害を理由とする差別の禁止に係る制度を創設するものとする。
 - (3) 障がい者に対する虐待の防止に係る制度
障がい者に対する虐待の防止に係る制度を創設するものとし、当該制度は障がい者に対する虐待の防止、虐待を受けた障がい者の迅速かつ適切な保護及び障がい者の家族等に対する適切な支援を内容とするものとする。
 - (4) 選挙
障がい者が候補者に関する情報を容易に入手できるようにすること、障がい者が容易に投票できる体制を整備すること等により、選挙に参加できる機会を一層確保するものとする。
 - (5) 司法に係る手続
司法に係る手続（犯罪捜査の段階を含む。）について、障がい者の権利の行使又は義務の履行を容易にするため、障がい者の意思疎通の仲介に関する援助を提供する体制を充実することその他障がい者が障がい者以外の者と平等に司法に係る手続を利用する機会を確保するものとする。
 - (6) 教育
 - ① 義務教育制度について、障がい者が障がい者以外の者と共に教育を受ける機会を確保することを基本とし、障がい者又はその保護者が希望するときは、特別支援教育を受けることができるようにするものとする。
 - ② 義務教育について、障がい者の意思疎通の仲介に関する援助を提供する体制の充実、障がい者に係る教育に関する専門的知識を有する教員の充実等の人的体制の整備、障がい者が十分な教育を受けるために必要な学校の施設及び設備の整備、障がい者が利用するための教材の普及の促進等の物的条件の整備その他の障がい者が教育を受ける環境の整備を行うものとする。
 - ③ 後期中等教育（中等教育のうち義務教育終了後に行われるものをいう。）、高等教育その他の義務教育以外の教育について、障がい者が障がい者以外の者と平等に当該教育を受ける機会を確保するよう①②に相当する施策を講ずるものとする。

(7) 障がい者が円滑に利用できる製品、施設等の普及等

- ① ユニバーサルデザイン（高齢者、障がい者等を含むすべての者が共通に利用することを前提として、すべての者の円滑な利用が最大限に確保されるよう配慮された仕様をいう。以下同じ。）による製品、役務等で、障がい者が円滑に利用できるものの研究開発を促進し、その成果を普及するものとする。この場合において、製品、役務等をユニバーサルデザインに対応させることに伴う事業者の負担が軽減されるよう必要な支援を行うものとする。
- ② 既存の交通施設その他の公共的施設について、障がい者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等を支援するとともに、可能な限り、時限を付して当該整備等を義務付けるものとする。また、公共的施設及び当該公共的施設との間の経路を構成する道路その他の施設の一体的な整備を一層推進するものとする。
- ③ 障がい者が円滑に利用できる構造及び設備を備えた住宅の建築、当該構造及び設備を備えた住宅への改築等を促進するものとする。

(8) 情報の利用等

- ① 障がい者が、国及び地方公共団体の事務に関する情報を容易に入手し、又は利用できるようにするものとする。
- ② 情報に係る役務の提供等を行う事業者が、その責任と能力に応じて、障がい者の円滑な情報の入手、利用等のための便宜を図ることを促進するものとする。
- ③ 障がい者に対する災害情報が的確に伝達されるようにするものとする。

(9) 雇用の促進等

- ① 障害者雇用率について、その引上げ、その算定の基礎となる障がい者の範囲の拡大等を行うことにより、障がい者の雇用を一層促進するものとする。
- ② 障がい者の意思疎通を仲介する者の配置の促進、障がい者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の充実その他の事業主による障がい者の雇用の継続のための措置を支援するものとする。
- ③ 障がい者による起業を支援すること等により、自ら又は協同して事業を営むことその他雇用以外の就業形態により就業することを促進するものとする。
- ④ 公契約の落札者を決定するに当たって、その入札者が障害者雇用率を達

成していること、障がい者が就労する施設から相当程度の物品等を購入していること等を総合的に評価する方式の導入について検討するものとする

- ⑤ ④のほか、国及び地方公共団体等が障がい者が就労する施設から物品等を優先的に調達すること等により、障がい者が就労する施設の受注の機会の増大を図るものとする

(10) 所得保障

- ① 障害年金の制度の在り方について、公的年金制度の抜本的な見直しの際に検討するものとする
- ② 国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により年金受給権を有しない障がい者に対する措置の在り方について、公的年金制度の抜本的な見直しの際に検討するものとする
- ③ 障害を理由とする手当の支給に係る制度について、当該手当を就労による所得を補完するものと位置付けるとともに、その支給対象を拡大し、その支給額を引き上げるものとする。また、賃貸住宅等における居住に要する費用に係る手当を支給する制度を創設するものとする

(11) 障害福祉サービス

障害者自立支援法を抜本的に見直し、障害福祉サービスに係る制度について、次のようにするものとする

- ① 障害者の定義について、何らかの障害により自立及び社会参加のために支援等を必要とする者を広く含むものとする
- ② 現行の障害の種類ごとの手帳制度を廃止し、障害の種類にかかわらず、障がい者に対する給付の支給決定に関する証明書（社会参加カード）を交付する制度を設けること。この場合において、現行の手帳制度からの移行が円滑になされるようにすること
- ③ 障がい者に対する給付の支給決定に関する手続について、障がい者の意思が真に尊重されたものとする
- ④ 障がい者が障害福祉サービスを受けたときに要する費用に係る自己負担の額を障がい者の負担能力に応じたものとするにより、障がい者の経済的負担を軽減すること

(12) 障がい児の福祉

- ① 障がい児（障害を有する児童をいう。以下同じ。）の児童福祉施設への入所等に係る都道府県の事務について、市町村に権限を委譲するものとする
- こと。この場合において、市町村における障がい児の福祉に関する専門的

知識を有する人材の確保その他必要な体制を整備するとともに、都道府県が市町村に対し必要な支援を行う体制を整備するものとする。

- ② 障がい児に係る児童福祉施設について、障がい児に必要な医療等を提供することができる施設の整備及び充実を図るとともに、障がい児が障害の種類及び程度にかかわらず地域において自立に必要な支援を受けることができる体制を整備するものとする。

(13) 医療

- ① 障がい者とその心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を受けたときに要する費用に係る自己負担の額を障がい者の負担能力に応じたものとするにより、障がい者の経済的負担を軽減するものとする。
- ② 精神障がい者に対する福祉サービスについて障害福祉サービスとして一体的に位置付けるとともに、精神通院医療を精神科病院等に入院して行われる精神障害の医療と連携のとれた制度とし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の保護者制度、都道府県知事による入院措置に係る制度等について、精神障がい者が地域社会において自立した生活を営むことができるようにする観点から、見直すものとする。

(14) 難病対策

難病の原因、予防及び治療に関する調査研究の体制を一層整備するとともに、長期の療養を必要とすること、病状の程度が重いこと等により医療費が高額となる難病患者について、その医療費に係る負担の軽減を継続的に行う制度を構築するものとする。

(15) 障がい者施策に関する予算の確保等

我が国の国内総生産に対する障がい者施策に関する国の財政支出の比率を指標として、障がい者施策に関する国の予算の確保を図るものとする。

(16) 障害者権利条約において措置をとることになっているその他の事項

(1)から(15)までのほか、障害者権利条約において締約国が措置をとることになっている事項について必要な措置を講じるものとする。

(17) 法制上の措置等

政府は、(1)から(16)までの基本方針に基づく施策を実施するために必要な法制上又は財政上その他の措置を講じなければならないものとする。

5 障がい者制度改革推進計画

- (1) 政府は、障がい者制度改革に関し講ずべき措置について必要な計画（以下

「障がい者制度改革推進計画」という。)を定めなければならないものとする
こと。

(2) 内閣総理大臣は、障がい者制度改革推進計画の案につき閣議の決定を求め
なければならないものとする。

(3) 内閣総理大臣は、(2)による閣議の決定があったときは、遅滞なく、障がい
者制度改革推進計画を公表するものとする。

6 障がい者制度改革推進本部

(1) 設置

障がい者制度改革を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、障がい者
制度改革推進本部（以下「本部」という。）を置くものとする。

(2) 所掌事務

本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- ① 障がい者制度改革の推進に関する総合調整に関すること。
- ② 障がい者制度改革推進計画の案の作成及び推進に関すること。
- ③ 障がい者制度改革の総合的かつ集中的な推進のために必要な法律案及び
政令案の立案に関すること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させ
られた事務

(3) 組織

- ① 本部は、障がい者制度改革推進本部長、障がい者制度改革推進副本部長
及び障がい者制度改革推進本部員をもって組織するものとする。
- ② 本部の長は、障がい者制度改革推進本部長（以下「本部長」という。）と
し、内閣総理大臣をもって充て、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮
監督するものとする。
- ③ 本部に、障がい者制度改革推進副本部長（以下「副本部長」という。）を
置き、国務大臣をもって充て、本部長の職務を助けるものとする。
- ④ 本部に、障がい者制度改革推進本部員（以下「本部員」という。）を置き、
本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てるものとする
こと。

(4) 障がい者制度改革推進委員会

① 設置

本部に、障がい者制度改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く
ものとする。

② 所掌事務

委員会は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- a) 障がい者制度改革推進計画の案に関し、本部長に意見を述べる。
- b) a)に掲げるもののほか、障がい者制度改革に関する事項について調査審議し、その結果に基づき、本部長に意見を述べる。

③ 組織

- a) 委員会は、委員 20 人以内で組織するものとする。
- b) 委員会の委員は、障がい者、障がい者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命するものとする。この場合において、委員の構成については、委員会が様々な障がい者の意見を聴き障がい者の実情を踏まえた協議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならないものとする。

(5) 資料の提出その他の協力

本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体の長等に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができるものとする。

(6) 本部の事務

本部の事務は、内閣府において処理するものとする。

(7) 設置期限

本部は、その設置の日から起算して 5 年を経過する日まで置かれるものとする。

7 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、6 は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
- (2) 内閣府設置法について所要の規定の整備を行うものとする。